

のか。

答 埼玉県の同制度に対する補助制度が実施される中、周辺各市の状況も勘案しながら、その実施について検討を進めてきた結果、補聴器を装着することで難聴児の健全な発達を支援するため、この制度の実施の必要性があるものと判断したものである。

質疑 これに関連し、全額を助成すべきではないか。

答 埼玉県の補助制度の内容に準ずる形での制度化を予定したものである。

質疑 安心安全観光情報誌の具体的な内容について。

答 本市を訪れる観光客の皆さんに安心して市内観光を楽しんでもらうため、避難所・避難場所の位置及びAEDの設置場所などの地図を掲載した観光情報誌を作成し、また、万が一の災害に備えるものがある。

この観光情報誌は、株式会社JTBパブリッシングが発行する「るるぶ」の本市限定の観光ガイドブックである。

質疑 債務負担行為補正中、地域子育て支援拠点委託事業の内容について。

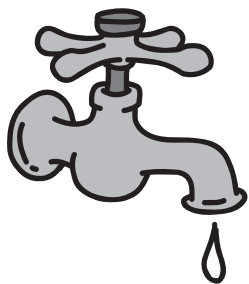
答 子育て支援拠点施設は、子育て中の親子が自由に遊び、交流することを目的としているため、子育てに関する相談や情報提供、講習会などの事業の実施について委託するものである。

○平成25年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算(原案可決)

保険給付費や各種拠出金等の支出見込みによる見直しを行うほか、過年度の事業実績に基づき、国庫支出金の返還が生じたことから、所要額を措置するものである。

○平成25年度行田市南河原地区簡易水道事業費特別会計補正予算(原案可決)

平成25年7月に発生した落雷により、応急的に稼動していた南河原浄水場の無停電電源設備等について、損害保険金等の額が確定したことから、修繕費を計上するものである。



平成25年12月定例市議会 提出議案とその結果

(※)まち…まちを住みよくする会

(賛成：○ 反対：×)

(市長提出議案)

議案番号	議案名	議決結果	黎明21								しんりよく会		新政策研究会		公明党		日本共産党	ま(※)							
			秋山 佳子	新井 教弘	梁瀬 里司	平社 輝男	松本 安夫	野口 啓造	岩田 讓啓	斉藤 哲夫	高橋 弘行	石井 直彦	新井 孝義	吉田 豊彦	柿沼 貴志	小林 友明	香川 宏行	吉田 幸一	二本柳 妃佐子	東 美智子	大河原 梅夫	栗原 二郎	大久保 忠	三宅 盾子	
第74号	平成24年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第85号	平成25年度行田市一般会計補正予算(第2回)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第86号	平成25年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2回)	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第87号	平成25年度行田市南河原地区簡易水道事業費特別会計補正予算(第1回)	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第88号	行田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第89号	行田市下水道条例の一部を改正する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第90号	行田市市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第91号	行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第92号	行田市南河原地区簡易水道事業条例の一部を改正する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第93号	彩北広域清掃組合のこれを組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(請願)

(議請) 第3号	「秘密保護法」を制定しないよう国への意見書提出を求める請願	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
----------	-------------------------------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※議長は採決に加わりません。